

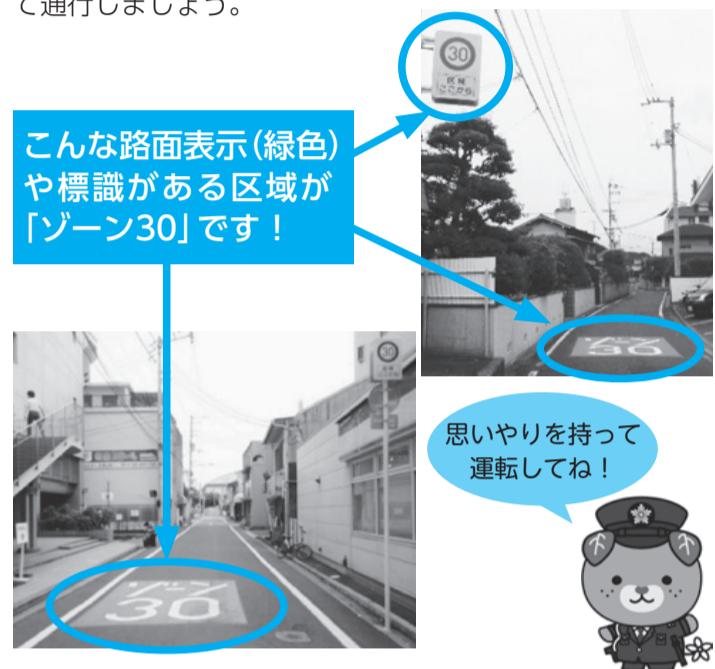
# 「ゾーン30」

# を知っていますか?!

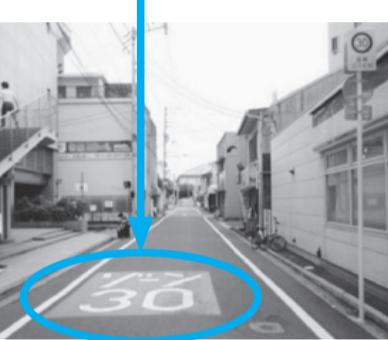
30

区域  
ここから

「ゾーン30」とは、通学路や生活道路の多い区域を、歩行者や自転車が安全に安心して通行できるように最高時速30km/hの速度規制が設けられている区域で、警察が交通事故防止対策の1つとして整備を進めています。自動車の速度が時速30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に高くなるため、「ゾーン30」の区域内では十分に速度を落として通行しましょう。

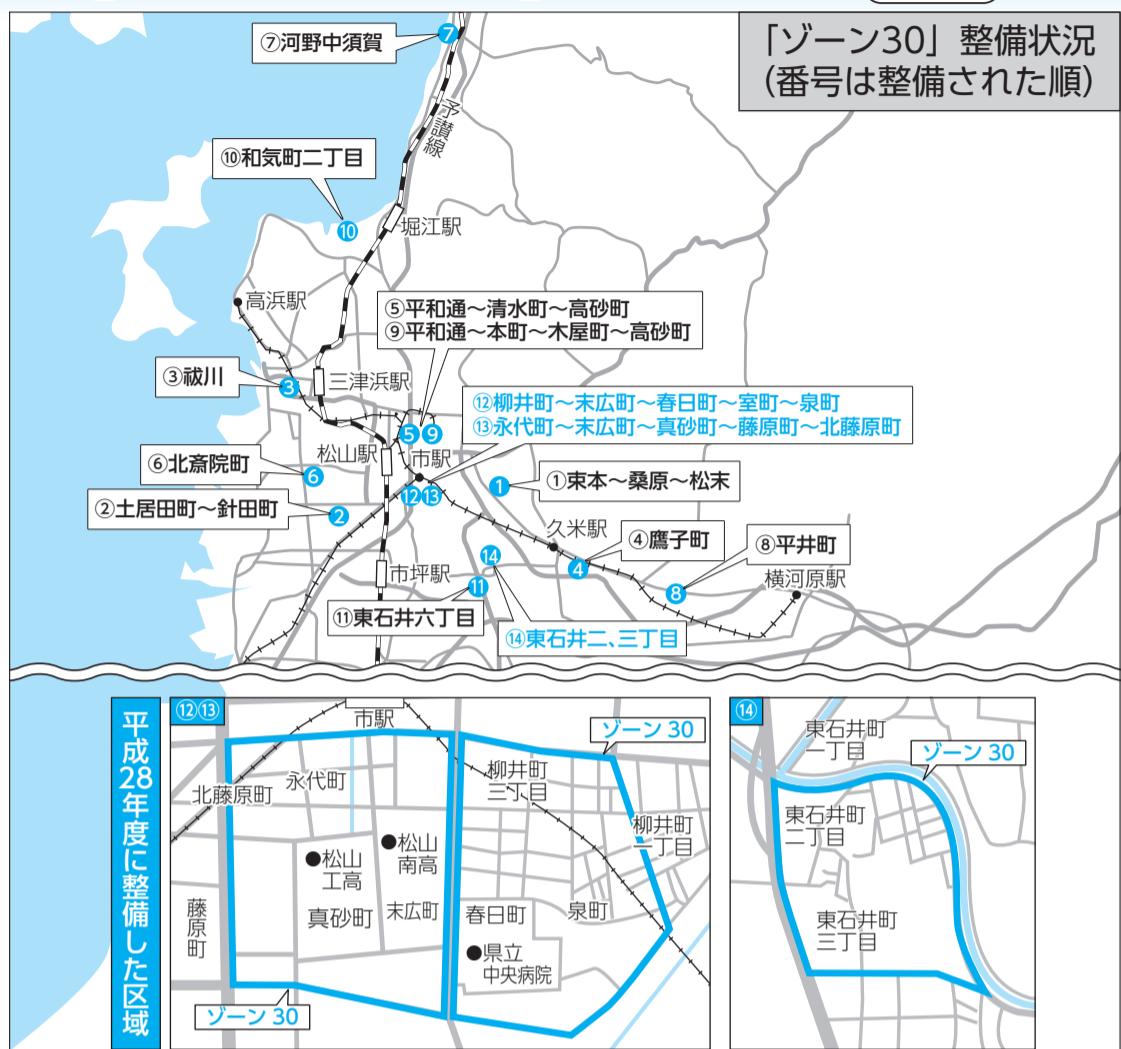


こんな路面表示(緑色)  
や標識がある区域が  
「ゾーン30」です!



思いやりを持って  
運転してね!

岡都市・交通計画課 948-6445・FAX 934-1807、  
県警察本部交通規制課 934-0110・FAX 933-9135

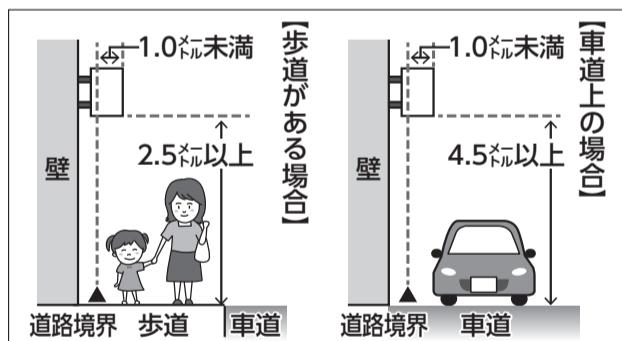


8月は  
「道路ふれあい月間」

## みんなで道路を安全・快適に 市道の維持管理にご協力を

8月は「道路ふれあい月間」。  
生活に身近な存在の道路を安  
全で快適なものにするため、  
できることを考えてみましょう。

生け垣の手入れを忘れずに  
生け垣や植木が道路には  
み出しても通行の迷惑になら  
ないよう、手入れと管理を  
お願いします。



道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、看板・口よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。設置できる看板や口よけの条件は左図のとおりです。

看板設置などは許可が必要  
道路に商品や看板を置かないで

道路の傷みや陥没などは、事故を招くおそれがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を

道路に穴や凸凹がある場合は、事故を招くおそれがあります。

生け垣や植木が道路にはみ出しても通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。生け垣や植木が道路にはみ出しても通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。市道の清掃美化活動に取り組む団体(ロードサポート・チーフ・チーフサポート)を募集しています。参加団体名を記載した表示板の設置支援を行います。またロードサポートチーフ・チーフサポートは、参加団体による活動区間の市道に愛称を付けています。市道の舗装・維持補修など=工事担当 948-6478▶道路占用および占用物件など=占用担当 948-6473▶道路用地の寄付など=路政・境界担当 948-6847(ファックスは共通 934-1805)

市道の舗装・維持補修を行います(右図参照)。また、寄付していただける場合は、寄付していただける場合は、寄付していただける費用を市が負担します。



道路後退用地の寄付にご協力を

岡道路管理課各担当▶市道の維持管理・道路ボランティア=総務管理担当 948-6471▶市道の舗装・維持補修など=工事担当 948-6478▶道路占用および占用物件など=占用担当 948-6473▶道路用地の寄付など=路政・境界担当 948-6847(ファックスは共通 934-1805)

※検索方法は、トップページ「地図情報」→e-よまちナビ「市道路線情報地図」で確認

市が管理する道路はどこ?

道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市ホームページでも調べることができます。

車や歩行者の安全を守るために、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたときは、道路管理課へ連絡してください。なお、電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

道路照明灯が消えていたら連絡を

名を付けることもできます。